

保険金のお支払いに関するお知らせ

臨時費用等付随的な保険金の一部支払漏れにつきましては、お支払いを完了した事案の自主調査を昨年実施し、一部のお客様には保険金を追加でお支払いしてまいりましたが、この自主調査内容を弊社内部の業務監査等により検証した結果、再度調査が必要との結論に至りました。本年1月からこれまで、お客様に改めて1件ずつご確認しながら丁寧に再調査を行い、保険金をお支払いしてまいりましたので、現段階の詳細をご報告致します。

弊社としましては、損害サービス態勢の充実に向け真摯に取り組んでまいりましたが、この様な事態に至ったことにつきまして、ご心配・ご迷惑をおかけ致しましたお客様ならびに関係先の皆様に深くお詫び申し上げます。

また、今般の問題を極めて深刻な事態と受け止め、幅広く深度ある徹底した再調査を行い、それに基づく万全の再発防止策を確立致しました。今後とも適切な保険金支払態勢確保に不断の取り組みを行ってまいりますので、お客様ならびに関係先の皆様におかれましては、何卒ご理解頂きます様お願い申し上げます。

なお、個別の事案に係るご照会等がある場合には、最寄りの弊社サービスセンターもしくはお客様専用窓口までご連絡ください。

【お客様専用お問い合わせ窓口】

0120-675101(通話料無料、携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

受付時間 : 9月29日(金)は、午後9時まで

9月30日(土)・10月1日(日)は、午前9時から午後7時まで

10月2日(月)以降は、午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)

1. 再調査実施のポイント

(1) 再調査の対象事案

○調査事案のデータ抽出に漏れがないかを再度検証し、系統的に抽出しました。

○また、同じ契約のなかで1種類の保険金をお支払いすることで、他の保険金のお支払いが自動的に算定できる保険金も系統的に抽出して調査しました。

例)自動車保険で、対人賠償(同乗者)、人身傷害、自損事故、無保険者傷害のいずれかについて保険金をお支払済みで、搭乗者傷害の保険金のお支払いが漏れている事案

(2) 保険金請求のご意向の確認

○お客様に1件1件丁寧にご説明申し上げ、保険金請求または請求取下げのご意向を全て確認させていただきました。

○請求取下げの場合は、取下げされる理由を確認して全件、記録を残し(システム入力)、担当者・管理者・本社の三重チェックを行いました。

○以上のご確認に加え、請求取下げのお客様には、念の為保険金請求のご意向を最終的に確認させて頂く文書を直接送付させていただきました。

(3) 対象外事案の確認

○保険金お支払いの対象外と判断した根拠を全件、記録し(システム入力)、その合理性について担当者・管理者・本社の三重チェックを行いました。

さらに、内部監査部門がシステム入力された記録と支払書類における記録の整合性の検証を繰り返し行うことにより、調査精度を高めました。

2. 追加でお支払いする件数および金額

○詳細は別表1・2の通りとなります。

[単位:件・千円]

	前回調査		再調査(今回調査)		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
自動車	26,762	923,137	37,463	1,276,862	64,225	2,199,999
火新傷	2,494	256,206	1,676	192,546	4,170	448,752
合計	29,256	1,179,343	39,139	1,469,408	68,395	2,648,751

3. 増加要因について

○前回調査が不十分なものであったため、再調査により追加でお支払いする事案が多数発生致しましたが、その原因が、「お客様のご意向確認等のルールおよび調査方法が不徹底であったこと」、「支払基準に一部不明確な面があったこと」等であるとの認識のもと、次のとおり取組みを強化致しました。

■前述の通り、お客様に丁寧にご説明したうえで下記具体事例の様に1件1件請求のご意向を確認致しましたところ、改めて保険金請求を頂いた事案が多数ありました。

■また、保険金のお支払いにあたっての判断基準等を改めて明確化するとともに、具体事例を示しながら全国のサービスセンターに徹底し、支払可否判断を全件再検証しました。

〔具体事例〕

①お客様のご意向を十分に確認できていない事案があったためルールを厳格化した。

例1) 自動車保険の対人臨時費用をお支払いすることで翌年の保険料が上がる場合には、保険金としてお支払いできる金額と保険料が値上がりする額の双方を提示してお客様のご意向を確認し、その具体内容を記録に残す。

例2) 翌年度の保険料が上がることを理由に自動車保険の対人臨時費用の請求を取下げされている事案で、他の担保種目(例えば対物賠償)がお支払済の場合は、対人臨時費用をお支払いしても保険料は上がらないため、その検証を行う。

例3) 法人のご契約で、経理担当者等に確認のうえ請求取下げとしていた事案については、代表者への確認や確認文書の取り付け等を行う。

②損害認定や運用ルールに一部不明確な部分があったため、具体例を示して基準等を徹底した。

例1) 自動車保険の対物臨時費用は社会的儀礼を行っている場合にお支払い対象となるが、この社会的儀礼には電話1本の連絡も含まれる。必ずしも見舞品等を購入した領収証が必要なわけではない。

例2)自動車保険における当社独自特約である特約修理工場搬入分損事故時臨時費用保険金(通称「BP プレミアム」)においては、修理の意思があつて搬入した場合はお支払いの対象となるため、「見積もりだけをとって修理をしなかった」など、結果として修理をしなかった場合も保険金をお支払する。

例3)火災保険等の臨時費用保険金がお支払いできる事案で、保険金の内訳が修理費等と臨時費用で明確に区別できていない場合は、全て積算をしておいた。

○なお、当社においてお支払漏れが多数発生した特約修理工場搬入分損事故時臨時費用保険金(通称「BP プレミアム」 お支払漏れ:13,107件) や対物臨時費用(お支払漏れ:11,634件)については販売停止を決定済、対人臨時費用(お支払漏れ:16,949件)については約款改定を実施しました。

4. 付随的な保険金の支払漏れ防止策

これまでの発生原因分析および今般の再調査を幅広く深く実施した経験を踏まえ、以下の再発防止策を確立しました。

(1) 保険金支払管理に係わる基本方針を策定し徹底

保険金のお支払いにあたっての弊社の基本的な姿勢や、保険金支払態勢の構築及び確保に向けた取組方針を策定し、社内への徹底を図ってまいります。

(2) お客様へのご案内の徹底

事故受付から保険金支払いまでの各段階において、お客様へのご案内・ご説明を文書で確実にを行う態勢を構築しました。また、お客様への各種ご案内文書類は、わかりやすさの観点から不断の見直しを行ってまいります。

- ①事故受付完了のご連絡時に、お支払の可能性がある保険金とその内容をご案内する文書をお客様に直接送付する
- ②保険金支払完了のご連絡時に、お支払した保険金については費目ごとに金額をご案内、お支払対象とならなかった場合はその理由をご案内することとし、いずれも文書でお客様に直接送付する
- ③請求取下げ事案および免責事案についても、その理由や経緯のご説明を明記した文書をお客様に直接送付する

(3) お客様へのご案内を確実にを行うためのシステムサポート機能の構築

お客様への確実な保険金請求案内と円滑な保険金支払業務をサポートするため、保険金支払業務におけるシステム自動判定機能やアラーム機能を構築しました。

- ・特約・費用保険金が未払いの際に、支払報告書へ警告メッセージを表示
- ・事故登録時・支払入力時にお支払いの可能性がある保険金を表示したチェックシートを自動出力
- ・未払理由のオンライン管理(入力必須化)
- ・同一事故において当該被保険者に同一契約内でお支払い可能な担保種目の請求案内をチェックシートに表示

(4) 保険金支払業務に係わる組織・体制の強化

損害サービス部門の組織・要員体制および事故受付体制について不断の見直し・強化に取り組むとともに、保険金支払業務に係わる諸施策の有効性・実効性を随時検証し、未払事案(請求取下げ事案、支払対象外事案、免責事案)を事後検証・継続監視する組織・仕組みを構築する。

- ①業務監査部内に「保険金監査室」を設置し、未払事案を中心とした抽出監査を行う(2005年12月設置済)
- ②損害サービス業務部内に「管理統計グループ」を設置し、未払事案の管理を行う(2005年12月設置済)
- ③取締役会の諮問機関として「業務改善小委員会」を設置し、保険金支払漏れ防止策や保険金支払状況等の検証を行う(2006年4月設置済)
- ④保険金支払部門から独立した組織として「保険金審査部」を設置し、未払事案の網羅的な事後検証(モ

ニタリング・現物検証等)を行う(2006年8月設置済)

⑤保険金支払いに係わるお客様サービス部の苦情受付態勢を強化する(2006年10月以降実施)

⑥お客様からのご異議・不服お申し出窓口として、「保険金再審査請求窓口」を社外に設置する(2006年11月実施予定)

⑦免責判断の妥当性等について第三者の意見を求める諮問機関として、社外有識者からなる「保険金支払審査会」を設置する(2006年11月設置予定)

(5) 商品開発部門との連携によるわかりやすい商品体系の構築

保険金支払業務の適切性を確保するため、保険金支払管理部門と商品開発部門の連携強化を図ります。

①保険約款やその解釈について、公平・適切な保険金支払いへの支障が懸念される問題や、契約者・被保険者の保護に大きな影響が懸念される問題については、損害サービス業務部から商品開発部に対して速やかに必要な改善提案を行う

②新商品開発・商品改定における商品開発部と損害サービス業務部間の検討ルールを明確し、徹底する(損害サービス態勢の整備を商品発売の要件とする)

③商品開発部は損害サービス業務部と連携し、わかりやすさを軸とした商品体系の構築に向け不断の取り組みを行う

(6) 保険金支払部門の人材育成

お客様の保護を第一とする理念を共有化し、社会人として優れた資質と良識を持つ人材を、中長期的な視点で教育・育成していきます。

①知識・経験・担当業務等のレベルに応じた教育・研修体系を整備する

②計画的な人事ローテーション、保険約款・法令・判例動向・その他必要な専門知識の研鑽に資する教材の提供等により、専門性の高い人材を育成する

(7) 保険金支払業務に係わる基盤整備

お客様の保護と保険金支払業務の適切性を確保するための基盤整備に継続的に取り組みます。

①各種規程・マニュアル類を整備し、適時・適切な新設・改廃等の管理を行う

②個人情報適切に管理する態勢を整備・強化する

③高度な法的判断・医的判断に際して、社外専門家の意見を求める態勢を整備・強化する

以上

【別表1】

保険金支払漏れに関する対応状況(2006年9月29日現在)【累計】

★:再調査において追加支払いを行った保険金です。

保険種類	対象保険金	事故発生 件数 (件)・・・A	追加支払 対象件数 (件)・・・B	追加支払 件数 (件)・・・C	追加支払 発生率(%) ・・・B/A	追加支払 進捗率(%) ・・・C/B	追加支払 金額 (千円)		
自動車	車両保険	全損時諸費用保険金	1,331,981	122	122	0.009%	100.0%	12,682	
		修理時諸費用保険金	1,331,981	7,524	7,510	0.565%	99.8%	286,314	
		車両損害に関する代車費用保険金	1,331,981	4,507	4,504	0.338%	99.9%	125,810	
		盗難に関する代車費用保険金	1,331,981	915	912	0.069%	99.7%	58,034	
		特約修理工場搬入分損事故時費用保険金	1,331,981	13,107	13,091	0.984%	99.9%	75,609	
		新車取得費用保険金★	1,331,981	8	8	0.001%	100.0%	1,073	
		車両盗難再発防止費用保険金★	1,331,981	0	0	-	-	0	
		車両修理支払限度額保険金★	1,331,981	0	0	-	-	0	
	対物賠償	臨時費用担保特約保険金	1,688,711	11,634	11,632	0.689%	100.0%	119,147	
		臨時費用保険金	393,404	16,949	16,944	4.308%	100.0%	203,512	
	対人賠償	対人自立支援保険金★	393,404	0	0	0.000%	-	0	
		臨時費用保険金	80,828	1,322	1,322	1.636%	100.0%	20,948	
		形成手術費用保険金★	80,828	0	0	-	-	0	
	人身傷害	人傷自立支援保険金★	80,828	0	0	-	-	0	
		死亡・後遺障害・医療保険金 (人身傷害保険支払事実で未払いの場合)	182,521	3,282	3,270	1.798%	99.6%	431,507	
		死亡・後遺障害・医療保険金 (対人賠償支払事実で未払いの場合)	182,521	1,043	1,033	0.571%	99.0%	291,271	
	搭乗者傷害	死亡・後遺障害・医療保険金 (自損事故支払事実で未払いの場合)★	182,521	5	5	0.003%	100.0%	2,687	
		死亡・後遺障害・医療保険金 (無保険車支払事実で未払いの場合)★	182,521	1	1	0.001%	100.0%	520	
		後遺障害保険金(対人後遺障害支払事実で未払いの場合)★	182,521	91	90	0.050%	98.9%	125,020	
		重度後遺障害特別保険金	182,521	9	9	0.005%	100.0%	6,350	
		介護費用保険金	182,521	2	2	0.001%	100.0%	7,500	
		顔面傷害倍額支払	182,521	0	0	-	-	0	
		座席ベルト装着特別保険金★	182,521	13	11	0.007%	84.6%	21,600	
		チャイルドシート重度後遺障害追加保険金	182,521	0	0	-	-	0	
		医療保険金(死亡事故の場合)★	182,521	92	90	0.050%	97.8%	3,553	
		介護費用保険金	8,293	0	0	-	-	0	
自損事故	死亡・後遺障害・医療保険金 (搭乗支払事実で未払いの場合)	8,293	3,556	3,534	42.880%	99.4%	404,910		
	医療保険金(死亡事故の場合)★	8,293	26	26	0.314%	100.0%	812		
	事業主費用保険金★	182,521	2	2	0.001%	100.0%	600		
その他	日常生活産産総合臨時費用保険金★	373,714	15	15	0.004%	100.0%	540		
	育児費用保険金★	263,349	0	0	-	-	0		
小計		3,685,738	64,225	64,133	1.743%	99.9%	2,199,999		
火傷新	火災	臨時費用(水害、盗難)	184,286	872	856	0.473%	98.2%	57,426	
		臨時費用(上記以外)	184,286	405	375	0.220%	92.6%	13,388	
		備後協定特約特別費用	184,286	10	10	0.005%	100.0%	6,559	
		新備差額費用(積立生活総合のみ)	184,286	496	476	0.269%	96.0%	53,754	
	新種	臨時費用	373,714	1,773	1,657	0.474%	93.5%	95,428	
		災害付帯費用(労災総合)	373,714	14	13	0.004%	92.9%	2,500	
	傷害	後遺障害追加支払特約	440,886	116	113	0.026%	97.4%	181,634	
		入院一時金	440,886	39	38	0.009%	97.4%	2,915	
		退院一時金	440,886	4	4	0.001%	100.0%	350	
		入院保険金・手術保険金の対象日数延長	440,886	0	0	-	-	0	
		倍額支払	入院・通院7日、14日	440,886	57	51	0.013%	89.5%	1,616
			顔面	440,886	135	129	0.031%	95.6%	3,414
			自宅・就業・学校管理下外★	440,886	67	66	0.015%	98.5%	3,849
			第三者加害★	440,886	1	1	0.000%	100.0%	20
			学校管理下外★	440,886	16	16	0.004%	100.0%	219
			自転車搭乗中★	440,886	0	0	-	-	0
			宿泊旅行中1.5倍★	440,886	35	34	0.008%	97.1%	971
		重度後遺障害★	440,886	2	1	0.000%	50.0%	1,499	
		入院継続一時金	440,886	2	2	0.000%	100.0%	235	
		がん長期療養支援一時金	440,886	1	1	0.000%	100.0%	100	
		入院・手術期間延長(女性保険)★	440,886	32	29	0.007%	90.6%	3,493	
		死亡特別保険金(海旅)★	440,886	0	0	-	-	0	
		臨時費用保険金★	440,886	0	0	-	-	0	
		生計維持者死亡特別金★	440,886	3	3	0.001%	100.0%	12,400	
	家事労働費用保険金★	440,886	72	72	0.016%	100.0%	6,545		
	入院特別保険金★	440,886	5	3	0.001%	60.0%	92		
入院諸費用保険金★	440,886	13	10	0.003%	76.9%	345			
がん診断保険金・がん入院保険金★	440,886	0	0	-	-	0			
三大疾病入院保険金・一時金・転入院一時金★	440,886	0	0	-	-	0			
二大疾病入院保険金・転入院一時金★	440,886	0	0	-	-	0			
女性特定疾病追加入院保険金★	440,886	0	0	-	-	0			
成人病保険金★	440,886	0	0	-	-	0			
女性病入院保険金★	440,886	0	0	-	-	0			
疾病入院保険金(がん倍額・成人病倍額)★	440,886	0	0	-	-	0			
介護諸費用保険金★	440,886	0	0	-	-	0			
介護一時金★	440,886	0	0	-	-	0			
小計		998,886	4,170	3,960	0.417%	95.0%	448,752		
その他	運送	物流一貫臨時費用保険金★	22,064	0	0	-	-	0	
		物流総合臨時費用保険金★	22,064	0	0	-	-	0	
	小計	22,064	0	0	-	-	0		
合計		4,706,688	68,395	68,093	1.453%	99.6%	2,648,751		

【別表2】

保険金支払漏れに関する対応状況(2006年9月29日現在)【追加分】

★:再調査において追加支払いを行った保険金です。

保険種類	対象保険金	追加支払 対象件数 (件)・・・B	追加支払 件数 (件)・・・C	追加支払 進捗率(%) ・・・C/B	追加支払 金額 (千円)		
自動車	全損時諸費用保険金	112	112	100.0%	11,482		
	修理時諸費用保険金	1,282	1,407	-	66,733		
	車両損害に関する代車費用保険金	1,310	1,356	-	37,221		
	盗難に関する代車費用保険金	320	327	-	16,084		
	特約修理工場搬入分損事故時費用保険金	6,280	6,381	-	34,840		
	新車取得費用保険金★	8	8	100.0%	1,073		
	車両盗難再発防止費用保険金★	0	0	-	0		
	車両修理支払限度額保険金★	0	0	-	0		
	対物賠償	臨時費用担保特約保険金	8,532	8,534	-	88,427	
	対人賠償	臨時費用保険金	14,494	14,497	-	171,452	
		対人自立支援保険金★	0	0	-	0	
	人身傷害	臨時費用保険金	1,016	1,017	-	16,489	
		形成手術費用保険金★	0	0	-	0	
		人傷自立支援保険金★	0	0	-	0	
	搭乗者傷害	死亡・後遺障害・医療保険金 (人身傷害保険支払事案で未払いの場合)	970	977	-	181,171	
		死亡・後遺障害・医療保険金 (対人賠償支払事案で未払いの場合)	592	627	-	189,335	
		死亡・後遺障害・医療保険金 (自損事故支払事案で未払いの場合)★	5	5	100.0%	2,687	
		死亡・後遺障害・医療保険金 (無保険車支払事案で未払いの場合)★	1	1	100.0%	520	
		後遺障害保険金(対人後遺障害支払事案で未払いの場合)★	91	90	98.9%	125,020	
		重度後遺障害特別保険金	2	2	100.0%	2,000	
		介護費用保険金	1	1	100.0%	5,000	
		顔面傷害倍額支払	0	0	-	0	
		座席ベルト装着特別保険金★	13	11	84.6%	21,600	
		ファイナルシート重度後遺障害追加保険金	0	0	-	0	
		医療保険金(死亡事故の場合)★	92	90	97.8%	3,553	
自損事故	介護費用保険金	0	0	-	0		
	死亡・後遺障害・医療保険金 (搭乗者傷害支払事案で未払いの場合)	2,299	2,318	-	300,223		
	医療保険金(死亡事故の場合)★	26	26	100.0%	812		
その他	事業主費用保険金★	2	2	100.0%	600		
	日常生活動産総合臨時費用保険金★	15	15	100.0%	540		
	育児費用保険金★	0	0	-	0		
小計		37,463	37,804	-	1,276,862		
火傷新	火災	臨時費用(水害、盗難)	176	222	-	18,328	
		臨時費用(上記以外)	230	211	91.7%	8,560	
		価格協定特約特別費用	4	4	100.0%	2,610	
		新価差額費用(積立生活総合のみ)	236	222	94.1%	22,570	
	新種	臨時費用	666	742	-	46,389	
		災害付帯費用(労災総合)	0	0	-	0	
	傷害	後遺障害追加支払特約	21	22	-	61,020	
		入院一時金	2	8	-	495	
		退院一時金	0	0	-	0	
		入院保険金・手術保険金の対象日数延長	0	0	-	0	
		倍額支払	入院・通院7日、14日	36	32	88.9%	1,390
			顔面	58	53	91.4%	1,666
			自宅・就業・学校管理下外★	67	66	98.5%	3,849
			第三者加害★	1	1	100.0%	20
			学校管理下外★	16	16	100.0%	219
			自転車搭乗中★	0	0	-	0
		宿泊旅行中1.5倍★	35	34	97.1%	971	
		重度後遺障害★	2	1	50.0%	1,499	
		入院継続一時金	1	1	100.0%	85	
		がん長期療養支援一時金	0	0	-	0	
		入院・手術期間延長(女性保険)★	32	29	90.6%	3,493	
		死亡特別保険金(海旅)★	0	0	-	0	
		臨時費用保険金★	0	0	-	0	
		生計維持者死亡特別金★	3	3	100.0%	12,400	
	家事労働費用保険金★	72	72	100.0%	6,545		
入院特別保険金★	5	3	60.0%	92			
入院諸費用保険金★	13	10	76.9%	345			
がん診断保険金・がん入院保険金★	0	0	-	0			
三大疾病入院保険金・一時金・転入院一時金★	0	0	-	0			
二大疾病入院保険金・転入院一時金★	0	0	-	0			
女性特定疾病追加入院保険金★	0	0	-	0			
成人病保険金★	0	0	-	0			
女性病入院保険金★	0	0	-	0			
疾病入院保険金(がん倍額・成人病倍額)★	0	0	-	0			
介護諸費用保険金★	0	0	-	0			
介護一時金★	0	0	-	0			
小計		1,676	1,752	-	192,546		
その他	運送	物流一貫臨時費用保険金★	0	0	-	0	
		物流総合臨時費用保険金★	0	0	-	0	
	小計	0	0	-	0		
合計		39,139	39,556	-	1,469,408		

【お支払いする主な保険金の概要】

(☆：再調査において新たに保険金をお支払いしたもの)

〔自動車保険〕

*以下の内容は、代表的な商品についてご説明しています。ご契約の商品・内容またはご契約の時期により、お支払の条件または金額が異なる場合がありますので、**【お客様専用お問い合わせ窓口】**または最寄りのサービスセンターにご連絡ください。

(1) 車両事故に係る費用保険金

車両：全損時諸費用保険金

車両保険がお支払の対象となる事故で、ご契約のお車が全損となった場合に、ご契約者様が臨時に支出されたであろう費用に対して、保険金額に応じた額をお支払する保険です。

車両：修理時諸費用保険金

車両保険がお支払の対象となる事故で、ご契約のお車の修理費が50万円以上となる場合に、ご契約者様が臨時に支出されたであろう費用に対して、修理費に応じた額をお支払する保険です。

車両：車両損害に関する代車等費用保険金（修理期間定額払）

車両保険がお支払の対象となる事故で、ご契約のお車を修理したり全損で買い替える場合に、ご契約者様が臨時に支出されたであろう代車などの費用に対して、定額をお支払する保険です。

車両：盗難に関する代車等費用保険金

車両保険がお支払の対象となる事故で、ご契約のお車が盗難にあった場合に、ご契約者様が臨時に支出されたであろう代車などの費用に対して、定額をお支払する保険です。

車両：特約修理工場搬入分損事故時臨時費用保険金

車両保険がお支払の対象となる事故で、ご契約のお車を修理のために弊社と提携している修理工場へ搬入した場合に、ご契約者様が臨時に支出されたであろう費用に対して、定額をお支払する保険です。

☆車両：新車取得費用保険金

車両保険がお支払の対象となる事故で、お車が全損または修理費が新価価額の50%以上で、新規自動車を購入された場合に購入費用（新価価額限度）をお支払する保険です。

☆車両：車両盗難再発防止費用保険金

お車が盗難に遭われた後にお車へ新たに盗難防止装置を設置した場合、その費用実費（限度額あり）をお支払する保険です。また、お車が盗難に遭われた後お手元に戻り、鍵を交換した場合、その費用実費（10万円限度）をお支払する保険です。

☆車両：車両修理支払限度額保険金

車両保険がお支払の対象となる事故で、お車を修理する場合に、ご契約時に設定した協定保険価額および修理支払限度額に応じて保険金をお支払する保険です。

対物：臨時費用保険金

対物賠償保険がお支払の対象となる事故で、ご契約者様が相手方へ儀礼（あいさつなど）を行うために支出されたであろう費用に対して、定額をお支払する保険です。

(2) 人身事故に係る費用保険金

対人：臨時費用保険金

対人賠償保険がお支払の対象となる事故で、ご契約者様が相手方（被害者）へのお見舞いなどのために支出されたであろう費用に対して、相手方（被害者）の受傷の程度に応じて定額をお支払する保険です。

☆対人：自立支援保険金

対人事故で、重度後遺障害を被った被害者が、社会への自立に向けリハビリテーション訓練等に取り組んだ場合の費用をお支払する保険です。

人身傷害：臨時費用保険金

人身傷害保険がお支払の対象となる事故で、ご契約のお車を運転もしくは同乗していて受傷した場合などに、臨時に支出されたとであろう費用に対して、受傷の程度に応じて定額をお支払する保険です。

☆人身傷害：自立支援保険金

人身傷害保険がお支払の対象となる事故で、重度後遺障害を被った被保険者の方が、社会への自立に向けリハビリテーション訓練等に取り組んだ場合の費用をお支払する保険です。

☆人身傷害（または搭乗者傷害）：形成手術費用保険金

人身傷害保険または搭乗者傷害保険がお支払の対象となる事故で、瘢痕が残った場合の1回の形成手術について、10万円をお支払する保険です。

☆人身傷害（または搭乗者傷害）：育英費用保険金

人身傷害保険または搭乗者傷害保険がお支払の対象となる事故によって、亡くなられた場合、または重度後遺障害を被った場合に、その受傷者に扶養されていた方の在学期間中に対し定額をお支払いする保険です。

搭乗者傷害：死亡・後遺障害・医療保険金

搭乗者傷害保険のご契約があるお車の事故で、ご契約車両を運転もしくは同乗していて受傷した場合に、受傷の程度もしくは治療状況に応じた額をお支払する保険です。

搭乗者傷害：重度後遺障害特別保険金

搭乗者傷害保険がお支払の対象となる事故で、ご契約のお車を運転もしくは同乗していて受傷し、介護を要する重度の後遺障害（約款に定めた等級）を被った場合に、保険金額に応じた額をお支払する保険です。

☆搭乗者傷害：重度後遺障害介護費用保険金

搭乗者傷害保険がお支払の対象となる事故で、ご契約のお車を運転もしくは同乗していて受傷し、介護を要する重度の後遺障害（約款に定めた等級）を被った場合に、等級に応じた額をお支払する保険です。

☆搭乗者傷害：顔面傷害倍額支払保険金

搭乗者傷害保険がお支払の対象となる事故で、受傷者の傷害部位が顔面・頭部または頸部で、かつ観血手術を受けた場合または熱傷・火傷の場合、2倍の医療保険金をお支払する保険です。

☆搭乗者傷害：座席ベルト装着特別保険金

搭乗者傷害保険がお支払の対象となる事故で、ご契約車両を運転もしくは同乗していた方が事故で亡くなられ、その際シートベルトを着用していた場合、保険金額×30%（300万円限度）をお支払する保険です。

☆搭乗者傷害：チャイルドシート重度後遺障害追加保険金

搭乗者傷害保険がお支払の対象となる事故で、ご契約車両を運転もしくは同乗していた方が重度の後遺障害（約款に定めた等級）を被り、かつチャイルドシートを装着していた場合、保険金額に応じた額をお支払する保険です。

自損事故：死亡・後遺障害・医療保険金

自損事故保険のご契約があるお車の事故で、ご契約車両を運転するなどして受傷した場合に、受傷の程度もしくは治療状況に応じた額をお支払する保険です。

☆自損事故：介護費用保険金

自損事故保険のご契約があるお車の事故で、ご契約車両を運転するなどして受傷し介護を要する重度の後遺障害（約款に定めた等級）を被った場合に、後遺障害の程度に応じて定額をお支払する保険です。

（3）その他の費用保険金

☆事業主費用保険金

ご契約車両を運転もしくは同乗していたご契約者様の使用人の方が死亡または後遺障害を被った場合に、事業主の方が臨時に負担する費用をお支払する保険です。

〔火災・新種・傷害保険〕

*以下の内容は、代表的な商品についてご説明しています。ご契約の商品・内容またはご契約の時期により、お支払の条件または金額が異なる場合がありますので、**【お客様専用お問い合わせ窓口】**または最寄りのサービスセンターにご連絡ください。

(1) 火災保険に係る費用保険金・特約

臨時費用保険金・事故発生時諸費用保険金

火災事故、落雷事故、物体衝突、給排水設備の水漏事故などによって保険の対象物に損害が生じた場合に、損害保険金のほかにご契約者様が臨時に支出されたとする費用に対してお支払する保険金です。

特別費用保険金（価額協定保険特約、家庭総合保険）

火災事故、落雷事故などによって保険の対象物が全損となった場合に、損害保険金のほかにお支払する保険金です。

新価差額費用保険金

生活総合保険において、火災事故、落雷事故、物体衝突、給排水設備の水漏事故など（水害事故、盗難事故などを除く）によって保険の対象物に損害が生じた場合、再調達価額によって定めた損害額が保険価額を上回ったときにお支払する保険金です。

(2) 新種保険に係る費用保険金・特約

臨時費用保険金

偶発な事故により保険の対象物に損害が生じた場合に、損害保険金のほかにご契約者様が臨時に支出されたとする費用に対してお支払する保険金です。

災害付帯費用保険金（特約）

被用者が労災事故により死亡または後遺障害（1～7級）を被り、死亡・後遺障害保険金をお支払する場合、使用者側で負担された香典・葬儀費用などに対してお支払する保険金です。

(3) 傷害保険に係る一時金など

入院保険金の7日間2倍支払（特約）

入院期間の最初の7日間に対してご契約時に定めた入院保険金日額を2倍にしてお支払する特約です。

入院保険金および通院保険金の7日間2倍支払（特約）

入院・通院期間の最初の7日間（入院を優先し、通院との通算で7日間）に対してご契約時に定めた入院保険金日額および通院保険金日額を2倍にしてお支払する特約です。

顔面等傷害の入院・通院保険金倍額支払（女性保険）

顔面・頭部・頸部に傷害を被り、切開や縫合をとまなう外科手術を受けたときに、その治療のための入院・通院日数に対してご契約時に定めた入院保険金日額および通院保険金日額を2倍にしてお支払する保険金です。

☆入院・手術期間延長（女性保険）

顔面・頭部・頸部に傷害を被り、切開や縫合をとまなう外科手術を受けたときに、事故にあわれた日から365日を限度としてお支払する保険金です。

後遺障害保険金の追加支払保険金（特約）

後遺障害保険金をお支払した場合で、事故にあわれた日から180日を経過した時点で受傷された方（保険の対象者）がご存命の場合にお支払する保険金です。

入院一時金（特約）

お支払の対象となる治療により入院保険金が支払われ、かつ実際の入院日数をご契約時に設定された日数をこえた場合にお支払する保険金です。

退院一時金（特約）

お支払の対象となる治療による入院が継続して 20 日以上となり、その後退院（入院中にお亡くなりになられた場合を除きます）された場合にお支払する保険金です。

☆入院継続一時金（特約）

傷害または疾病を被り開始した入院が 90 日以上継続したとき、1 回の継続した入院日数が 90 日、180 日、270 日、360 日に該当することにお支払する保険金です。

☆がん長期療養支援一時金（特約）

がん入院保険金が支払われる 20 日以上の継続入院ののち退院され、その後 180 日以上継続して通院したときにがん長期療養支援一時金をお支払します。

☆入院保険金・手術保険金の対象日数延長（特約）

一定の条件に該当した場合に、入院保険金・手術保険金の対象期間を延長してお支払する特約です。

☆自宅・就業・学校管理下外倍額保険金（特約）

自宅外、就業外、学校管理下外において受傷した場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院保険金を 2 倍にしてお支払する保険金です。

☆第三者加害倍額保険金（特約）

第三者の行為による加害行為、ひき逃げにより受傷され、死亡・後遺障害・入院・手術保険金がお支払いできる場合に各保険金と同額を追加してお支払する保険金です。

☆学校管理下外倍額保険金（特約）

学校管理下外において負傷した場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院保険金を 2 倍にしてお支払する保険金です。

☆自転車搭乗中傷害倍額支払保険金（特約）

自転車搭乗中または自転車に搭乗していないときに運行中の自転車と衝突、接触した場合に死亡・後遺障害・入院・手術・通院保険金を 2 倍にしてお支払する保険金です。

☆宿泊旅行中 1.5 倍保険金（ベターライフ）

宿泊旅行中に生じた事故により死亡・後遺障害・入院・手術・通院保険金がお支払いできる場合に各保険金を 1.5 倍にしてお支払する保険金です。

☆重度後遺障害倍額保険金（特約）

事故の日からその日を含めて 180 日以内に重度後遺障害が生じ、かつ 180 日経過後ご存命されている場合に、後遺障害保険金に加えて、後遺障害保険金額の 50% を追加してお支払する保険金です。

☆死亡特別保険金（海旅）

加害を目的とした第三者の作為による傷害が原因でお亡くなりになったときに、死亡保険金に加えて、死亡特別保険金割合を乗じた額を追加してお支払する保険金です。

☆傷害臨時費用保険金（特約）

第三者の行為によっておけがを被り、そのおけががもとで事故の日から 180 日以内にお亡くなりになられたときにお支払する保険金です。

☆生計維持者死亡特別金（特約）

生計維持者である被保険者本人が傷害によりお亡くなりになったとき、または重度後遺障害になった場合で、事故にあわれた日から 180 日経過後、配偶者をご存命されている場合にお支払する保険金です。

☆家事労働費用保険金（特約）

7 日をこえて入院された場合に、事故にあわれた日から 180 日を限度に入院 8 日目から最長 83 日間を限度に家事労働費用保険金日額をお支払する保険金です。

☆入院特別保険金（特約）

入院をされ、事故にあわれた日から 180 日以内に、入院日数が 7 日を超えた場合にお支払する保険金です。

☆入院諸費用保険金（特約）

入院により負担された入院中の差額ベッド代、諸雑費などをお支払する保険金です。

☆がん診断保険金（特約）

がんまたは上皮内がんと診断確定された場合に、がんの場合にはがん診断保険金額の全額、上皮内がんの場合はがん診断保険金額の 20%をお支払する保険金です。

☆がん入院保険金

がんを診断確定され、入院を開始されたときにお支払する保険金です。

☆三大疾病入院保険金

がん、急性心筋梗塞または脳卒中を発病されたときにお支払する保険金です。

☆三大疾病一時金（特約）

がんを診断確定、急性心筋梗塞を発病または脳卒中を発病されたときに、一定の条件に該当した場合にお支払する保険金です。

☆三大疾病転入院時一時金（特約）

三大疾病入院保険金が支払われるべき三大疾病の治療を目的とした入院の後、転入院された場合にお支払する保険金です。

☆二大疾病入院保険金（特約）

急性心筋梗塞または脳卒中を発病された場合にお支払する保険金です。

☆二大疾病転入院時一時金（特約）

二大疾病入院保険金が支払われるべき三大疾病の治療を目的とした入院の後、転入院された場合にお支払する保険金です。

☆女性特定疾病追加入院保険金（特約）

疾病を被り入院を開始された場合で、その疾病が女性特定疾病である場合に、お支払する保険金です。

☆成人病保険金（特約）

疾病入院保険金が支払われる入院期間のうち、成人病の治療を目的として入院したときにお支払する保険金です。

☆女性病入院保険金（特約）

疾病入院保険金が支払われる入院期間のうち、女性病の治療を目的として入院したときにお支払する保険金です。

☆疾病入院保険金（がん倍額）

被保険者が被った疾病ががんである場合に限り、疾病入院保険金を 2 倍にしてお支払する保険金です。

☆疾病入院保険金（成人病倍額）

被保険者が被った疾病が成人病である場合に限り、疾病入院保険金を 2 倍にしてお支払する保険金です。

☆介護諸費用保険金

支払対象期間 1 ヶ月につき、介護諸費用保険金額に介護状態に応じ定められた割合（15%・50%・100%）を乗じた金額をお支払する保険金です。

☆介護一時金

所定の要介護状態となり、その要介護状態が開始日から 90 日（または特約により 30 日）をこえて継続した場合にお支払する保険金です。

〔運送・海上保険〕

☆物流総合臨時費用保険金

火災、爆発もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって貨物に損害が生じた場合に、臨時に支出されたであろう費用に対してお支払する保険金です。

☆物流一貫臨時費用保険金

特定の危険（火災、落雷、爆発、台風、水害、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州等）によって貨物に損害が生じた場合に、臨時に支出されたであろう費用に対してお支払する保険金です。